

特集

有期契約社員を正社員に転換するなら キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

1名につき
40万円



社労士

それなら「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」を活用するのがお勧めです。申請が通れば40万円の助成金が支給されますよ！

正社員
↑
有期契約社員





A社 社長

採用のリスクを抑えるために初めは有期契約社員として採用しています。ただ、頑張ってくれる方は正社員に転換するようにしています。



社労士

それは素晴らしいですね！助成金申請の代行は、どうぞ私にお任せください！

生産性が向上





A社 社長

それは助かります！働いてくれる従業員にはしっかり応えたいので、助成金があれば今よりも働きやすい環境づくりができます！

助成金の対象者

雇用期間が6か月以上5年以下の有期契約社員

有期契約社員として採用した方が助成金の対象になります。
正社員で採用した方は、正社員化コースの対象になりません。



助成金の支給額と条件

以下のすべての条件に当てはまる場合

第1期 1名につき 40万円

- 初めての申請であれば**±20万円**、短時間正社員への転換を初めて申請する場合は**±40万円**が加算されます。
(1企業につき1回のみ)
- 1. 計画書を提出し、対象者を採用から6か月以上5年以内に正社員に転換して6ヶ月が経過すること
- 2. 対象者を正社員に転換する際に3%以上の昇給を行うことなど諸条件を達成すること

以下のすべての条件に当てはまる場合

第2期 1名につき 40万円

1. 対象者が次のいずれかに該当すること
 - A. 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
 - B. 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
 - ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
 - ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 - C. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者
2. 対象者を正社員転換してから12ヶ月が経過すること

**毎年の申請件数が多い、人気の助成金になります。
申請代行できる件数に限りがありますので、お早めにご相談ください。**